届出日					
жын		年 月 日 届出区分 新規 · 変	更		
駐車場管理者		駐車場の名称			
住所		駐車場の位置			
区域面積		構造 平面・立位	ķ.		
根拠法令等		横造・設備基準	<u>=</u> ± ≥	判定 当有	= + \//
低拠法节等		情心・ 改鵬 <u>基</u> 学	適	雪角 否	該当無し
出口・入口	1	以下に掲げる道路の部分に出入口を設けてはならない。			
(施行令第7条)	ŀ	(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネ(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分			\sim
(2017) 15 215 1 2167		(3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分			\geq
	ŀ	(4) 安全帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示又は標示板			\prec
		(5) が設けられている位置から10m以内の部分			
	L	(6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分			<
	-	(7) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分 ・			
		通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以			/
		(8) 内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分			/
		類されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部			/
	-	<u> 分を含む)</u> (9) 橋	П		_
		(10) 幅員が 6 m未満の道路			
	F	(11) 縦断勾配が10%を超える道路			/
				ŒŒ	
		· · · - •			
			*		
				Щ.	
			,	Ī	
				=	
			~		
			-		
			<u> </u>	+	
			<u> </u>	+	
				+	
			1 ,	+	
	2	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。	1 .	+	
	2	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれら		+	
	2 3	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。	7 -	,	
		前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれら		•	
		前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の		•	
		前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の			
		前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の			
		前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10㎡以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。			
	3	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10㎡以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。	0		
		前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10㎡以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。			
	3	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10㎡以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5㎡以上とする。	0		
	3	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10㎡以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度			
	3	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10㎡以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5㎡以上とする。 出入口の構造は、当該出入口から2㎡【1.3㎡】後退した車路の中心線上、1.4㎡の高			
	3	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10㎡以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5㎡以上とする。 出入口の構造は、当該出入口から2㎡【1.3㎡】後退した車路の中心線上、1.4㎡の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、			
	4	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10㎡以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5㎡以上とする。 出入口の構造は、当該出入口から2㎡【1.3㎡】後退した車路の中心線上、1.4㎡の高			
	4	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。 出入口の構造は、当該出入口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。			
	4	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。 出入口の構造は、当該出入口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。			
	4	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。 出入口の構造は、当該出入口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。			
	4	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。 出入口の構造は、当該出入口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。			
	4	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。 ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。 出入口の構造は、当該出入口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。			

根拠法令等		判定		
	構造・設備基準		該当有該	
		適	否	無し
車路				
	幅員は、5.5m【3.5m】以上、一方通行の場合は、3.5m【2.25m】(当該車			
(施行令第8条)	路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所 におっては 0 7.5 mg 【1 7.5 mg 】 としておること			
	* にあっては2.75m【1.75m】)以上であること。 備考:【 】内は自動二輪車専用車路の場合の基準			
	3 はり下の高さは2.3m以上であること。(建築物の場合)	\longrightarrow		
	3 はり下の向さはと、3m以上であること。(建業物の場合)			
	_a	_		_
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	<i></i>			
	屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、5m【3m】以上の内のり半			
	4 径で回転できる構造であること。(建築物の場合)			
	備考:【 】内は自動二輪車用車路の場合の基準			
	3.5m[2.25m]			
			_	
	5 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。(建築物の場合)			
車室の高さ	駐車スペースにおけるはり下の高さは2.1m以上とする。			
(施行令第9	(建築物の場合)			
	•			
避難階段	直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法123条第1項もしくは第2項に規定す			
(施行令第10	る避難階段またはこれに代わる設備を設ける。			
条)	(建築物の場合)			
防火区域	給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の			
(施行令第11	壁又は特定防火設備によって区画する。			
条)	(建築物の場合)			
↓ 換気装置	内部の空気を1時間10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただ			
(施行令第12	し、窓その他開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であれば			
(施1J市第12 条)	دا ^ر ،			
*	(建築物の場合)			
照明装置	車路の路面10ルックス以上、駐車部分の床面2ルックス以上の照度を保つのに必要な照度			
(施行令第13	装置を設ける。			
条)	(建築物の場合)			
警報装置	自動車の出入りおよび道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける。	\Box		
(施行令第14	(建築物の場合)			
特殊の装置	予想しない特殊な装置をつける場合は、国土交通大臣の認定が必要			
(施行令第15	」心しは7月から衣屋でラリの物口は、出土又思八年の心だが必ず			
	この節(笠の音笛1節構造む上が記牒の甘進)の坦ウは、 との名相し かいは砂の牡果ナロい			
	この節(第2章第1節構造および設備の基準)の規定は、その予想しない特殊の装置を用い る路外駐車場については、建設大臣がその装置がこの節の規定による構造または設備と同等			
	る路外駐車場については、建設人臣がその装直がこの即の規定による構造まだは設備と同等 以上の効力があると認める場合においては、適用しない。			
	◇エベ刈フノス゚のの「№~ノの物口にのひ、こは、個山 ○、ない。			
供用時間・駐車	利用したことせて老の目のせい担づに供用が思わたが発生物人の様とのことをはなった。	$\neg \uparrow$		
料金の明示	利用しようとする者の見やすい場所に供用時間および駐車料金の額を明示しなければならな			
(施行令第17	L'V _o			
駐車ます	小型車駐車ます 奥行 5.0 m以上、幅 2.3 m以上(標準 2.5 m)			
(道路構告令	身体障害者用駐車ます 奥行5、0m以上、幅3、5m以上			

		判定		
根拠法令等	基準	該当	当有	
		適	否	
(施行令第13 条)	法第13条第3項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。 能学的な経営のトにおける適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む額をこれないこと。 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である こと			